

第1回 中部ブロック発注者協議会

次 第

日 時：平成20年11月18日 13:30～15:00

場 所：ホテル 名古屋ガーデンパレス

2 F 翼

1. 開 会

2. 挨 拶

国土交通省 中部地方整備局長

3. 中部ブロック発注者協議会の発足に至る経緯について

4. 議 事

(1) 中部ブロック発注者協議会規約（案）等について

(2) 協議会の今後の取り組みについて

5. 閉 会

農林水産省 東海農政局長

第1回 中部ブロック発注者協議会 出席者名簿

所属	役職名	氏名	備考
警察庁中部管区警察局	総務監察部長	桂木 俊郎	
警察庁中部管区警察学校	学校長	木村 孝仁	
財務省東海財務局	総務部長	加藤 正樹	代理 会計課長 中川 隆
財務省名古屋税関	総務部長	菅原 元信	代理 総務部会計課長 鈴木 正紀
国税庁名古屋国税局	総務部次長	伊藤 範夫	代理 総務部営繕監理官 森永 良雄
厚生労働省東海北陸厚生局	局長	麦谷 眞里	代理 総務課長補佐 山野井 茂利
厚生労働省岐阜労働局	局長	藤井 龍一郎	代理 総務部長 宮下 雅行
厚生労働省静岡労働局	局長	岩本 俊也	代理 総務部総務課長 宮下 建彦
厚生労働省愛知労働局	局長	中沖 剛	代理 総務部長 小澤 龍二
厚生労働省三重労働局	局長	村上 竹男	
農林水産省東海農政局	局長	岩元 明久	
林野庁中部森林管理局	局長	平野 秀樹	代理 総務部長 土田 薫
経済産業省中部経済産業局	総務企画部長	獅山 有邦	代理 会計課長 林 祐一
国土交通省中部地方整備局	局長	佐藤 直良	
国土交通省中部運輸局	局長	中田 徹	代理 総務部長 山田 透
海上保安庁第四管区海上保安本部	会計管理官	香川 秀樹	代理 総務部長 前原 幸一郎
環境省中部地方環境事務所	所長	市原 信男	
岐阜県	副知事	西藤 公司	
静岡県	副知事	花森 憲一	代理 建設部理事 近松 則雄
愛知県	副知事	西村 眞	代理 建設部技監 葛島 隆二
三重県	副知事	江畑 賢治	代理 県土整備部長 野田 素延
静岡市	副市長	福本 俊明	代理 土木部参与 判田 乾一
浜松市	副市長	花嶋 秀樹	
名古屋市	副市長	住田 代一	代理 契約監理監 紅村 重直
岐阜県市長会	市長会会長	細江 茂光	代理 事務局長 宇野 邦朗
静岡県市長会	-	欠席	-
愛知県市長会	-	欠席	-
三重県市長会	-	欠席	-
岐阜県町村会	-	欠席	-
静岡県町村会	-	欠席	-
愛知県町村会	-	欠席	-
三重県町村会	-	欠席	-
中日本高速道路株式会社 名古屋支社	支社長	岩田 久志	代理 副支社長 吉岡 博幸
(独)都市再生機構中部支社	支社長	横山 哲郎	代理 業務部長 萩田 雅也
(独)日本原子力研究開発機構東濃地科学センター	所長	東海林 幸夫	
(独)水資源機構中部支社	支社長	森田 保則	
(独)森林総合研究所森林農地整備センター中部整備局	局長	平澤津好正	
岐阜県道路公社	理事長	藤井 徳介	代理 技術参事 林 俊治
静岡県道路公社	理事長	村松 靖則	
愛知県道路公社	理事長	江坂 正安	
三重県道路公社	理事長	高杉 勲	
名古屋高速道路公社	理事長	森 徳夫	
名古屋港管理組合	副管理者	山田 孝嗣	代理 建設部長 長尾 登起夫
四日市港管理組合	副管理者	佐藤 清	代理 経営企画部次長 平手 辰勝
日本下水道事業団東海総合事務所	所長	吉川 開二	

公共工事の品質確保の促進に関する最近の動向について

平成5年12月	中建審「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」 *指名競争入札方式から一般競争入札方式へ
平成11年7月	自民党「公共工事の品質確保と向上に関する研究会」発足(平成15年6月議員連盟に改組) *不良不適格業者等を排除や技術力のある優良企業がより活躍できる環境づくり
平成13年4月	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」施行 *公共工事に対する国民の信頼確保と建設業の健全な発展 (透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施行の確保、不正行為の排除の徹底)
平成17年4月	「公共工事の品質確保の促進に関する法律」施行 *公共工事の品質確保に関する基本理念の策定や国等の責務の明確化 (総合評価落札方式の拡充やダンピング受注対策等の実施)
平成17年8月	「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」設置 *関係省庁間の緊密な連携の確保や施策の円滑な実施
平成17年8月	「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」閣議決定 *発注関係事務の適切な実施
平成20年3月	「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」関係省庁連絡会議申し合わせ *公共工事の品質確保における現状の課題に対する関係省庁一体となった対策の推進
平成20年11月	「中部ブロック発注者協議会」設置 *公共工事の品質確保の促進における発注者間の協力体制強化と地域を支える建設生産システムの構築

公共工事の品質確保の促進に関する法律について

・公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することから、国や地方公共団体などの公共工事発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことで確保されなければならない。それぞれの責務を明らかにし、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることで品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上等に寄与することを目的として平成17年4月に施行。

<品質法の背景>



<品質法の目的> 公共工事の品質確保

1. 公共工事の品質確保に関する基本理念および発注者の責務の明確化

施策

公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならないことを明記(第3条第2項)

2. 『価格のみの競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換

施策

- ・工事の経験等、技術的能力に関する事項を審査(第11条)
- ・技術提案を求める入札(第12条)
- ・技術提案についての改善が可能(第13条)
- ・技術提案の審査の結果を踏まえた予定価格作成(第14条)

3. 発注者をサポートする仕組みの明確化

施策

外部支援の活用による発注者支援(第15条)

政府の策定する「基本方針」に基づき、各発注者は必要な措置を講ずる(第9条)

公共工事の品質確保の促進に関する基本的な方針について (H17.8.26閣議決定抜粋)

・公共工事の品質確保の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、公共工事の発注者である国、特殊法人等及び地方公共団体が公共工事の品質確保の促進を図るため取り組むべき基本的な方針として定めたもの。

基本方針の内容

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

発注者が主体的に責任を果たすことにより、経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要。

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1 発注関係事務の適切な実施

2 技術能力の審査の実施に関する事項

- (1) 有資格業者名簿作成に際しての資格審査
- (2) 個別工事に際しての技術審査

3 技術提案の審査・評価の実施に関する事項

- (1) 技術提案の求め方
- (2) 技術提案の適切な審査・評価
- (3) 技術提案の改善
- (4) 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

4 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

5 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

6 発注関係事務の環境整備に関する事項

7 調査・設計の品質確保に関する事項

8 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

- (1) 国・都道府県による支援
- (2) 国・都道府県以外の者の活用

9 施策の進め方

公共工事の品質確保に関する当面の対策について(概要)

平成20年3月28日
公共工事の品質確保の促進に関する
関係省庁連絡会議 申合せ

1. 総合評価方式の徹底

(1) 国の調達

- ①平成20年度以降の公共工事の発注において、原則総合評価方式を実施。
- ②平成20年度早期に調査設計業務等においても総合評価方式を本格導入。

(2) 地方公共団体の調達

- ①工事の品質を確保するための取組が行われるよう、以下の施策を推進。
 - ・平成20年度以降、国庫補助事業については、交付決定時に品確法遵守についての条件を付すことを原則とする。
 - ・毎年度の総合評価方式の実施目標とその達成状況の公表の促進。
- ②総合評価方式の導入・拡大に向け、地方公共団体向け総合評価実施マニュアルの改定など、各種支援を実施。

2. 不良不適格業者の排除、地場産業育成、下請企業へのしわ寄せ防止

(1) 国の調達

- ①政府調達協定対象工事は原則入札ボンドを導入。
- ②下位等級業者の上位等級工事への参入機会の順次拡大。
- ③適切に地域要件を設定。
- ④地域貢献の評価、地元業者を下請とする場合等のインセンティブの付与の検討を実施。
- ⑤専門工事部分の評価を行う総合評価方式を順次導入・拡大。

(2) 地方公共団体の調達

- ①予定価格等の事後公表への移行を促進。予定価格等の事前公表を行う場合にはその理由の公表を促進。
- ②適切な地域要件の設定、入札ボンドの導入・拡大を促進。

3. 契約等の片務性の排除、ダンピングの防止

(1) 国の調達

- ①見積もりを活用する積算方式の導入・拡大。
- ②低入札価格調査基準価格の見直し。
- ③施工体制確認型総合評価方式・特別重点調査の導入・拡大。
- ④出来高部分払い方式、施工プロセスを通じた検査を順次導入・拡大。
- ⑤設計変更ガイドライン等を作成。

(2) 地方公共団体の調達

- ①予定価格や低入札価格調査基準価格などの適切な見直しの促進。
- ②最低制限価格制度の活用や、総合評価方式を実施する際における低入札価格調査と価格による失格基準の併用の促進。

4. 特殊法人等の調達

国の調達における取組と同様の取組の実施について、特殊法人等を指導。

5. 不当廉売・不公正取引等に対する監視の強化

- ①低入札価格調査の対象となった工事等について所要の調査の結果問題となる行為が認められた場合には厳正に対処。
- ②「建設業法令遵守ガイドライン」及び「駆け込みホットライン」の周知徹底。

6. 情報共有のための体制整備

- ①地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置。
- ②施工段階での受注者からの苦情を関係者間で処理する体制を整備

資料－１

中部ブロック発注者協議会の発足に至る経緯について

平成２０年１１月１８日

「中部ブロック発注者協議会」規約（案）

（設置）

第1条 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成17年8月26日閣議決定）」（以下「基本方針」という。）の趣旨を踏まえ、中部ブロック発注者協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化するとともに地域を支える建設生産システムの向上に関する取り組みを促進し、もって中部ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

（事務）

第3条 協議会は、次の事項について連絡調整を行うとともに、取り組みの強化を図る。

- 一 基本方針等示された公共工事の品質確保の促進に関する施策について
- 二 地域を支える建設生産システムの向上について
- 三 その他前条の目的を達成するために必要な事項

（委員）

第4条 協議会は別紙1に掲げる委員をもって構成する。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長を置き、国土交通省中部地方整備局長がこれにあたる。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長を置き、農林水産省東海農政局長がこれにあたる。
- 4 副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長が議長を務める。
- 3 委員は、指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

（幹事会）

第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙２に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、国土交通省中部地方整備局企画部長がこれにあたる。
- 4 幹事会に副幹事長を置き、農林水産省東海農政局整備部長がこれにあたる。

（庶務）

第８条 協議会の庶務は、中部地方整備局が関係機関の協力を得て処理する。

（雑則）

第９条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この規約は、平成20年 月 日から施行する。

第4条関係（委員）

会 長	国土交通省 中部地方整備局長
副 会 長	農林水産省 東海農政局長
委 員	警察庁 中部管区警察局 総務監察部長
	警察庁 中部管区警察学校長
	財務省 東海財務局 総務部長
	財務省 名古屋税関 総務部長
	国税庁 名古屋国税局 総務部次長
	厚生労働省 東海北陸厚生局長
	厚生労働省 岐阜労働局長
	厚生労働省 静岡労働局長
	厚生労働省 愛知労働局長
	厚生労働省 三重労働局長
	林野庁 中部森林管理局長
	経済産業省 中部経済産業局 総務企画部長
	国土交通省 中部運輸局長
	海上保安庁 第四管区海上保安本部 会計管理官
	環境省 中部地方環境事務所長
	岐阜県 副知事
	静岡県 副知事
	愛知県 副知事
	三重県 副知事
	静岡市 副市長
	浜松市 副市長
	名古屋市 副市長
	岐阜県 市長会会長
	静岡県 市長会会長
	愛知県 市長会会長
	三重県 市長会会長
	岐阜県 町村会会長
	静岡県 町村会会長
	愛知県 町村会会長
	三重県 町村会会長
	中日本高速道路株式会社 名古屋支社長
	(独)都市再生機構 中部支社長
	(独)日本原子力研究開発機構東濃地科学センター 所長
	(独)水資源機構 中部支社長
	(独)森林総合研究所 森林農地整備センター 中部整備局長

岐阜県道路公社 理事長
静岡県道路公社 理事長
愛知県道路公社 理事長
三重県道路公社 理事長
名古屋高速道路公社 理事長
名古屋港管理組合 副管理者
四日市港管理組合 副管理者
日本下水道事業団 東海総合事務所長

オブザーバー 法務省名古屋法務局
名古屋高等裁判所

第 7 条関係（幹事）

幹 事 長	国土交通省 中部地方整備局 企画部長
副幹事長	農林水産省 東海農政局 整備部長
幹 事	警察庁 中部管区警察局 総務監察部 会計課長
	警察庁 中部管区警察学校 庶務部長
	財務省 東海財務局 会計課長
	財務省 名古屋税関 会計課長
	国税庁 名古屋国税局 総務部 営繕監理官
	厚生労働省 東海北陸厚生局 総務課長
	厚生労働省 岐阜労働局 総務部長
	厚生労働省 静岡労働局 総務部長
	厚生労働省 愛知労働局 総務部長
	厚生労働省 三重労働局 総務部長
	林野庁 中部森林管理局 総務部長
	経済産業省 中部経済産業局 総務企画部 会計課長
	国土交通省 中部地方整備局 総務部長
	国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部長
	国土交通省 中部運輸局 総務部長
	海上保安庁 第四管区海上保安本部 経理課長
	環境省 中部地方環境事務所 総括自然保護企画官
	岐阜県 県土整備部長
	静岡県 建設部長
	愛知県 建設部長
	三重県 県土整備部長
	愛知県 農林水産部長
	三重県 環境森林部長
	三重県 農水商工部長
	静岡市 建設局長
	浜松市 土木部長
	名古屋市 財政局 契約監理監
	岐阜県 市長会 事務局長
	静岡県 市長会 事務局長
	愛知県 市長会 事務局長
	三重県 市長会 事務局長
	岐阜県 町村会 事務局長
	静岡県 町村会 事務局長
	愛知県 町村会 事務局長
	三重県 町村会 事務局長

中日本高速道路株式会社 名古屋支社 技術検査部長
(独)都市再生機構 中部支社 業務部長
(独)日本原子力研究開発機構東濃地科学センター 副所長
(独)水資源機構 中部支社 建設部長
(独)森林総合研究所 森林農地整備センター 中部整備局 契約課長
岐阜県道路公社 事業部長
静岡県道路公社 業務部長
愛知県道路公社 工務部長
三重県道路公社 伊勢事務所長
名古屋高速道路公社 計画部長
名古屋港管理組合 建設部長
四日市港管理組合 経営企画部次長
日本下水道事業団 東海総合事務所 施工管理課長

オブザーバー 法務省名古屋法務局
名古屋高等裁判所

資料－2

(案)

中部ブロック発注者協議会

設立趣旨

公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、国民のために確保されなければならない。

一方、昨今の公共工事を取り巻く環境は、公共投資の減少等に伴う建設業の競争激化、平均落札率の低下や過度の低価格入札が増加しており、資材や原油価格の高騰と相まって、ダンピング受注による公共工事の品質確保に懸念が生じている。

このような中、良質な社会資本の整備を図るため、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針が平成17年8月に閣議決定された。

以来、公共工事の発注者は、法律に則って、公共工事の品質確保に資する総合評価方式の導入・拡充や低価格受注への対策等に取り組んできたところである。

しかしながら、総合評価方式の普及が地方公共団体で遅れていること、不良不適格業者の存在、地元優良業者の淘汰、工事中の事故や手抜き工事の発生等の問題が指摘されており、これらを解決するために、総合的かつ速やかな取り組みが喫緊の課題となっている。

これらの諸情勢を踏まえて、平成20年3月28日の公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申し合わせ「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」に基づき、総合評価方式の普及促進や公共工事施工の安全対策の強化を行うとともに、加えて建設ICTの普及促進などの地域を支える建設生産システムの向上に関する取り組みを実施するため、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者間の連絡調整を図り、公共工事の品質確保の推進に寄与することを目的として、「中部ブロック発注者協議会」を設立するものである。

平成20年11月 日

資料－３

協議会の今後の取り組みについて

平成20年11月18日

中部ブロック発注者協議会の今後の取り組み(案)

・公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等の情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化するとともに地域を支える建設生産システムの向上に関する取り組みを促進する

○公共工事の品質確保対策に関する取り組み

- ・総合評価落札方式の普及促進
- ・工事管理、工事検査、工事成績評定に関する技術力向上と情報共有
- ・公共工事施行の安全対策の強化

○公共工事の円滑な執行に関する取り組み

- ・公共工事発注情報の共有化
- ・受発注者間の工事情報共有
- ・資材の単価、需給動向に関する情報共有
- ・設計変更の更なる適正化

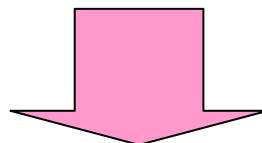
○地域を支える建設生産システムの向上に関する取り組み

- ・建設ICT・新技術の普及促進
- ・建設企業の施行能力、信頼性、地域貢献度の適切な評価
- ・建設施工に関する受発注者からの課題に対する迅速な対処
- ・地元優良企業の育成

中部ブロック発注者協議会の今後の予定について

今後のスケジュール

- ・各機関における現状の把握と課題の整理
- ・具体的な方策の整理や取組手法の検討
等を進め、幹事会等で議論



平成21年度上半期中 第2回協議会の開催

参考資料1

協議会の今後の取り組みについて

平成20年11月18日

中部地方整備局 平成20年度総合評価体系について

【工事の
技術的
難易
度】

高い

◆ 高度技術提案型

民間企業の優れた技術力の積極的な活用（構造上の工夫・特殊な施工方法等）

◆ 標準型（Ⅰ型）

技術提案内容の評価を重要視

技術提案内容の評価
＋
企業の持つ技術力の評価

◆ 標準型（Ⅱ型）

技術提案内容の評価
＋
企業の持つ技術力の評価

◆ 簡易型

企業の持つ技術力評価を重要視

最低要件の確実性確認
＋
企業の持つ技術力の評価

◆ 施工体制確認型

・品質確保の実効性
・施工体制の確実性

◆ 現場作業品質確保型（試行）

【試行対象工事】

・3億円以上
・一般土木工事

◆ 地域型

※ 維持修繕工事限定

※ 一般土木、
維持修繕工事限定

【対象工事】

2億円3工種

1億円以上の全
て

（H20年10月より）

企業の技術力評価

地域における
体制確保力評価

品質確保の
確実性評価

下請企業の技術
力評価（H20試
行）

中部地方整備局 監督検査、工事成績評定について

監督検査

監督・検査の必要性は、国に限らず公共工事の実施機関において共通的なものであり、それを契約担当官等に義務付け適正に実施させるための措置が法令等によって整備されている。

国の場合においては、監督・検査等に関する規定が次の5法令に定められている。

- ① **会計法**
- ② 予算決算及び会計令(予決令)
- ③ 契約事務取扱規則(契約規則)
- ④ 予算執行職員等の責任に関する法律(予責法)
- ⑤ 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(支払遅延防止法)

なお、現在使用されている、監督・検査に関する要領等は下記に示すものがある。

- ① 監督・検査関係
地方建設局請負工事監督検査事務処理要領
- ② 監督関係
土木工事監督技術基準(案)
監督技術マニュアル(案)
- ③ 検査関係
地方建設局工事技術検査要領、地方建設局工事技術検査基準
地方建設局土木工事検査技術基準、請負工事成績評定要領
中部地方整備局土木工事検査内規、検査技術マニュアル(案)

中部地方整備局 監督検査、工事成績評定について

「施工プロセスを通じた検査」の試行

● 「総括検査職員」－「主任検査職員」－「品質検査員」による
施工プロセスを通じた検査を平成19～20年度において試行的に直轄工事で実施。

● 試行対象

→ 平成19～20年度に発注する直轄工事のうち一般土木工事、鋼橋上部工事、PC工事のうち、以下に示す工事を対象。

- ・ 中部地方整備局長が必要と認める工事（10件程度）
- ・ 1件につき予定価格が3億円以上の全ての低入札工事

※ 上記工事については、「出来高部分払方式」とする旨を入札告示に明記

工事成績評定

- ① 地方整備局では、1件の請負金額が**500万円**を超える請負工事
- ② 評定方法は、**品質、出来形等**の項目に、**高度技術、創意工夫、社会性（社会貢献等）等の評価**を加えるとともに**施工プロセス**についても評価

中部地方整備局 公共工事施行の安全対策の強化について

- ・中部地方整備局では、前年度(平成19年度)に発生した工事事故の種別や事故原因を踏まえ、架空線等損傷事故、地下埋設物損傷事故、墜落・転落事故の防止対策を重点化
- ・「安全サポートマニュアル」、「機械施行安全マニュアル」、「安全管理〇×写真集」を作成・活用

◆全国の重点対策 (平成20年度)

国土交通省「建設工事事故対策検討委員会」(平成12年2月発足)

平成20年度の国土交通省直轄土木工事を対象とした重点対策を策定

「Ⅰ. 発注者が実施する対策」：6項目

- 法面からの墜落事故防止重点対策 → ・大規模または特殊法面工事には、必要に応じ昇降設備の設置を推進
- 交通事故防止重点対策 → ・交通事故発生原因を分析し、もらい事故防止に有効な安全設備を検討
- 工事全般にわたる事故防止重点対策 → ・請負者が行う工事事故防止の取組に係る看板等の設置を推奨
- 安全活動の評価 → ・請負者から提出された安全活動の創意工夫の成果を工事成績評価の判断材料とする。等

「Ⅱ. 関係業団体が実施する対策」：5項目

◆中部の重点対策 (平成20年度)

- 平成19年度に発生した事故を分類、分析
 - ・公衆災害事故(最多発生事故:架空線等損傷) ・工事関係者事故(最多発生事故:飛来・落下)

上記、事故原因等を踏まえ下記重点対策を決定

- 架空線等損傷事故の防止 → ・架空線の防護、注意看板、高さ制限付き門柱等の設置等
- 地下埋設物損傷事故の防止 → ・現地確認・試掘は、埋設物管理者の立会を求め、議事録を監督職員に報告等
- 墜落・転落事故の防止 → ・足場の点検強化等
- 適切な安全管理による事故の防止 → ・現場条件に応じた適切な施工方法、安全衛生管理計画になっているか確認等

◆各種安全マニュアルの活用

- 安全サポートマニュアル
- 建設機械施工安全マニュアル

- 安全管理 〇×写真集 → 建設工事現場における安全管理体制の実例を紹介

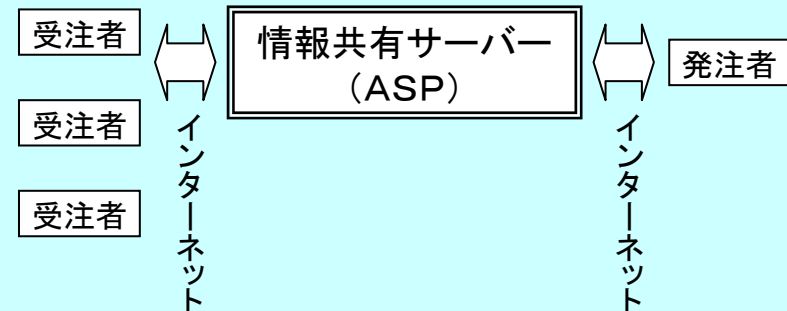
中部地方整備局 公共工事の発注情報の共有化について

- ・入札情報サービスにより工事名、工事場所などの発注見通しや入札公告に加え予定価格、契約日等の入札の経過を公表・情報共有
- ・情報共有システム(ASPなど)による工事管理業務を中部地方整備局において試行

入札情報サービス(発注情報)

情報共有システム(発注者と受注者の工事情報の共有)

- ・発注者と受注者がインターネットを利用して工事工程や工事書類等を情報共有サーバ(ASP)で情報共有し、工事管理業務の改善を図る



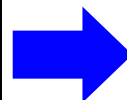
中部地方整備局 公共工事の円滑な執行に関する取り組み(設計変更)について

・工事請負契約における設計変更ガイドラインを策定し、設計変更が可能な場合等を明確にすることで受発注者間の設計変更手続きを明確化し、工事執行の円滑化を図る

＜工事請負契約における設計変更ガイドライン 策定の背景＞

◆土木請負工事の特徴

土木工事は、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。



当初積算時に予見できない事態、例えば土質・地下水位等の変化に備え、その**前提条件を明示することにより設計変更の円滑化を図る必要がある。**

◆適切な設計変更の必要性

品確法の基本理念に「**請負契約の当事者の対等な立場での合意による公正な契約の締結**」が示されている。設計変更においても、より良い社会資本の整備の為に、発注者・請負者それぞれの役割分担を適切に行ったうえで、**設計変更内容について両者が合意し契約の締結することが不可欠。**

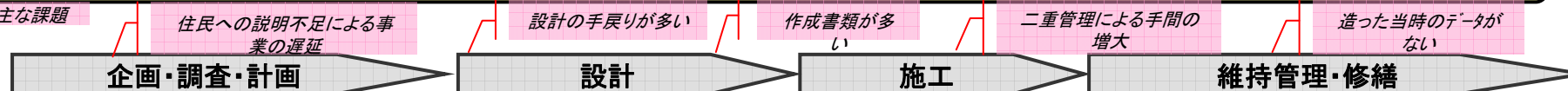
◆ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と請負者がともに、**設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。**

中部地方整備局 建設生産システム改革の取り組み

測量・設計・施工・維持管理・修繕の一連の建設生産システムにおいてICT(情報通信技術)を活用したモデルを実践し 事業執行の効率化・高度化を図り現場に力点を移しつつ 行政サービス向上・生産性向上を実現する。

現状



目指す姿



- ◆ 建設ICT活用(各技術の統合;統合データベース、建設ICTモデル)
- ◆ 建設生産システム改革 (生産性向上・行政サービス向上・現場技術力向上)

建設ICTモデル事業

第1弾

情報化施工モデル事業

目的	監督検査の効率化 施工管理の効率化 施工性・品質・安全向上
研究	○監督検査の効率化の仕組み ○施工性向上の仕組み ○品質・安全への影響

情報共有モデル事業

目的	書類の簡素化 業務の効率化 監督検査の効率化
研究	○監督検査の改善方策 ○書類の簡素化方策 ○基準(内容・フォーマット等)

建設生産モデル事業

〔統合モデル〕

目的	受発注者双方の業務効率化 視覚化による行政サービス向上 事業全体の迅速化 生産性向上
研究課題	○各要素の統合 ○統合データベース構築 ○関係基準 ○技術者資格 ○建設生産システム (受発注者の業務分担)

第2弾

3次元測量設計モデル事業

目的	関係者協議の効率化 設計の効率化・高度化 住民への説明性向上
研究課題	○視覚化による業務の高度化・効率化(求められる機能) ○測量・施工・維持管理との連携 ○要素技術研究(ソフト関係) ○基準(設計・フォーマット等)

維持管理モデル事業

目的	維持管理の効率化 修繕の効率化 戦略的維持管理
研究	○維持管理の仕方 ○データ活用方法 ○システム構築 ○データ蓄積方策

フォロー

建設ICT導入研究会

一般公募によるメンバーで建設ICT導入の諸課題の研究、技術普及を目指す

技術普及チーム

講習会等の開催や技術者育成プログラムの策定により、技術の普及を目指す

現場支援チーム

建設ICTモデル事業の技術的支援や現場指導、現場検証を行う

技術研究チーム

建設ICT導入の課題、技術基準等の研究、建設生産システム全体のモデルの研究を行う

サテライト会員(一般会員)

建設ICTの習得
現場での活用
現場ニーズの把握

7

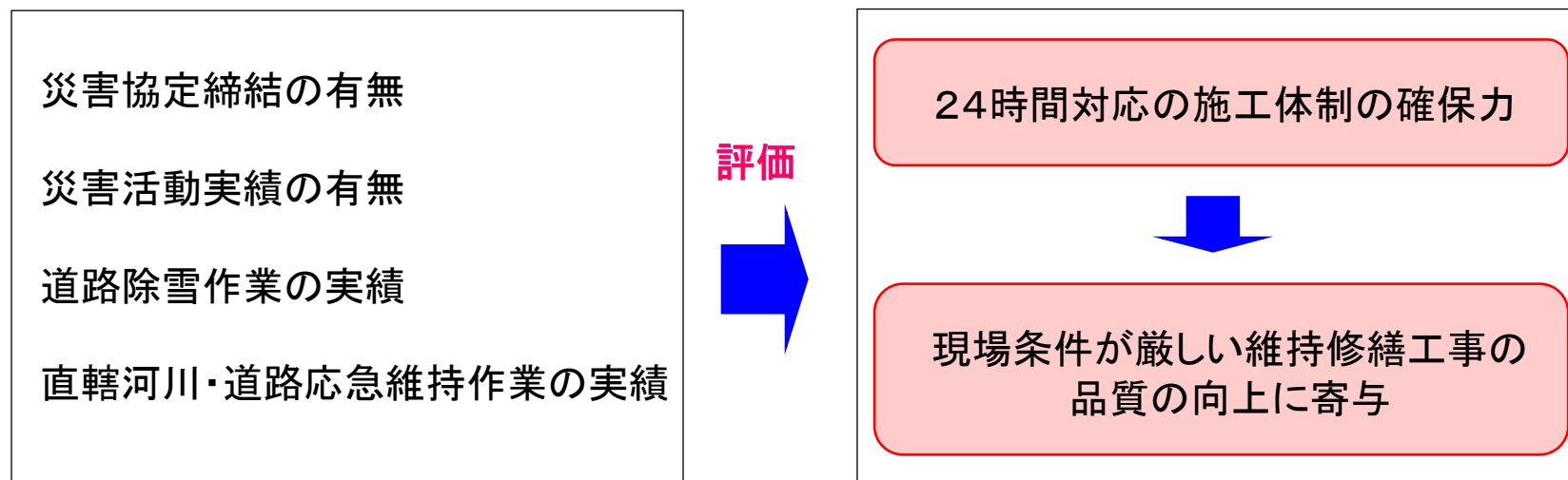
(スケジュール案)	H20.10-12	H21.1-3	H21. 4-6	H21. 7-9	H21.10-12
モデル事業	11月より、順次公告	(第1弾)現場開始	(第2弾)手続開始	検証課題研究	適用結果
研究会	11月設立	モデル構築・課題研究	モデル適用・課題研究	モデル改良・基準検討	モデル策定・基準提唱

応募状況
(11.4)

プロジェクト	一般	計
69者	109者	178者

中部地方整備局 建設企業の施工能力、信頼性、地域貢献度の適切な評価について

維持修繕工事を対象として企業の評価に地域型評価方式を採用し、地域貢献度を適切に評価



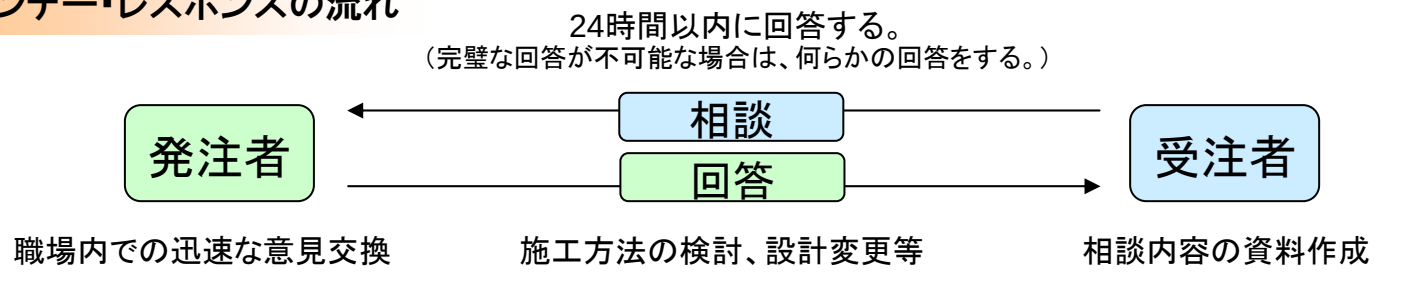
標準型Ⅱ型の維持修繕工事



中部地方整備局 公共工事の円滑な執行に関する取り組み(ワンデー・レスポンス)について

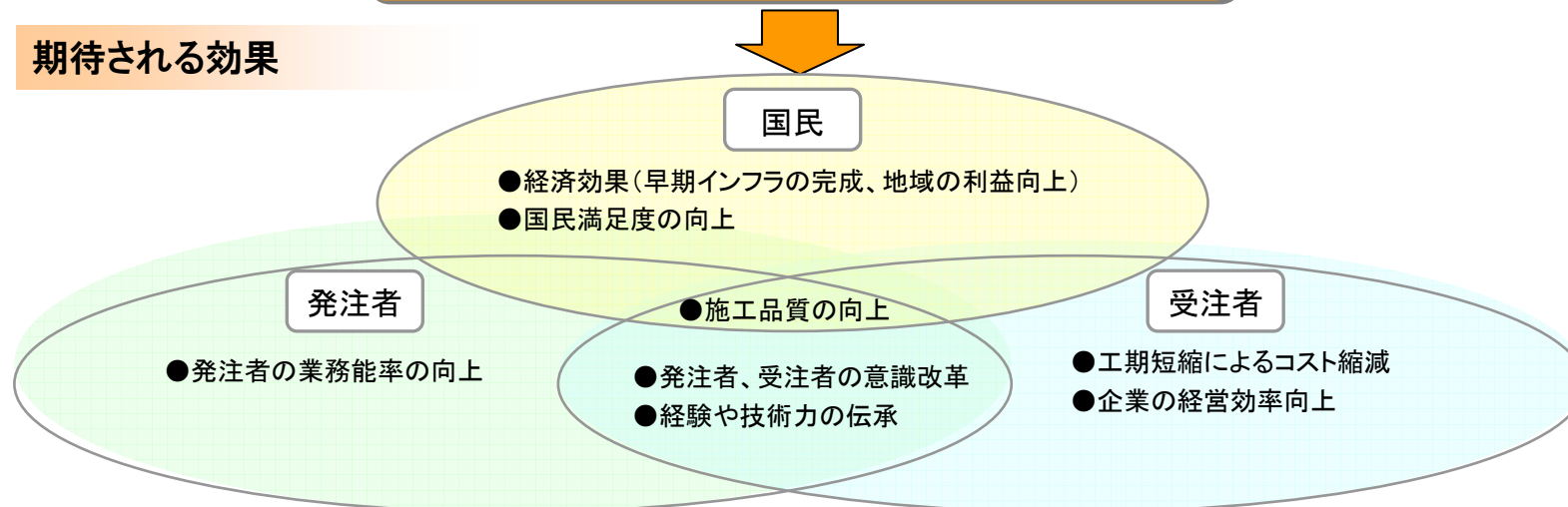
・工事における、受発注者間の協議事項等について、1日以内あるいは期限を決めて回答を行う取り組みにより、工事執行の円滑化を図る

ワンデー・レスポンスの流れ



- 問題認識の明確化(工期が1日延びる損失を相互に認識)
- 発注者と受注者の情報共有(連携強化)

期待される効果



参考資料2

協議会の今後の取り組みについて

平成20年11月18日

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律について

目的

国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を目的として平成13年2月16日に施行

入札・契約適正化の基本原則の明示

①透明性の確保 ②公正な競争の促進 ③適正な施工の確保 ④不正行為の排除の徹底

全ての発注者に義務付ける事項

- (1) 毎年度の発注見通しの公表
 - ・発注工事名・時期等を公表
(見通しが変更された場合も公表)
- (2) 入札・契約に係る情報の公表
 - ・入札参加者の資格、入札者・入札金額、落札者・落札金額等
- (3) 施工体制の適正化
 - ・丸投げの全面的禁止
 - ・受注者の現場施工体制(技術者の配置・下請の状況等)の報告
 - ・発注者による現場の点検等
- (4) 不正行為に対する措置
 - ・不正事実(談合等)の公正取引委員会、建設業許可行政庁への通知

職員に対する教育
建設業者に対する指導 等

各発注者が取り組むべきガイドライン(指針)

- (1) 「適正化指針」の閣議決定(平成13年3月9日)
 - ・国土交通大臣、総務大臣、財務大臣が共同で案を作成
- (2) 主な内容
 - ① 第三者機関によるチェック
 - ② 苦情処理の方策
 - ③ 入札・契約の方法の改善(一般競争・指名競争の適切な実施)
 - ④ 工事の施工状況の評価
 - ⑤ その他
 - ・不良不適格業者の排除
 - ・ダンピングへの対応
 - ・入札・契約のIT化の推進 等

「適正化指針」のフォローアップ

- ・毎年度、取組み状況を把握し、公表
- ・特に必要のあるときは改善を要請

「適正化指針」の改正(平成18年5月23日閣議決定)

総合評価落札方式(工事)の概要

工期、機能、安全性などの**価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定**する方式

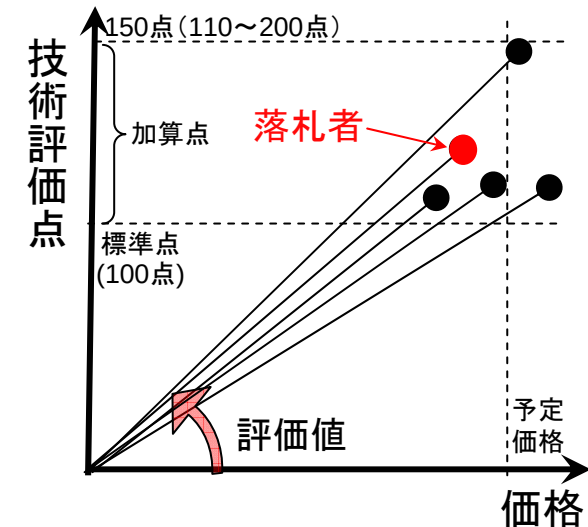
【総合評価落札方式の仕組み】

予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とする方式のこと。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

右図のように、「傾き」を示す。

技術評価点
提案内容により、標準点に加算点を付与。技術提案が適切でない場合は、標準点を与えない。



【総合評価落札方式の手続きの流れ】



【想定される総合評価の評価項目】

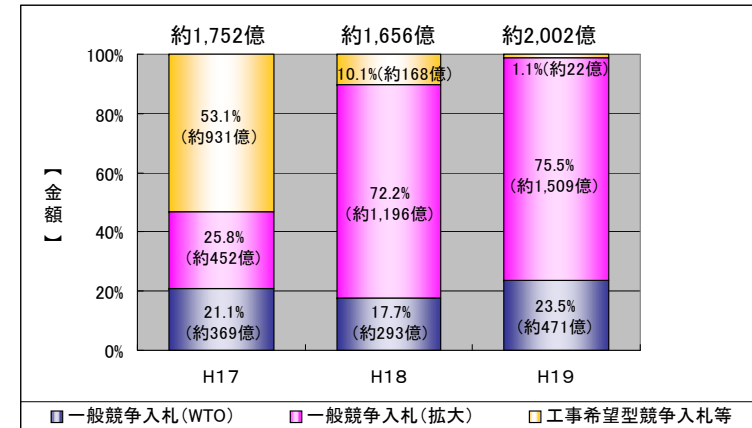
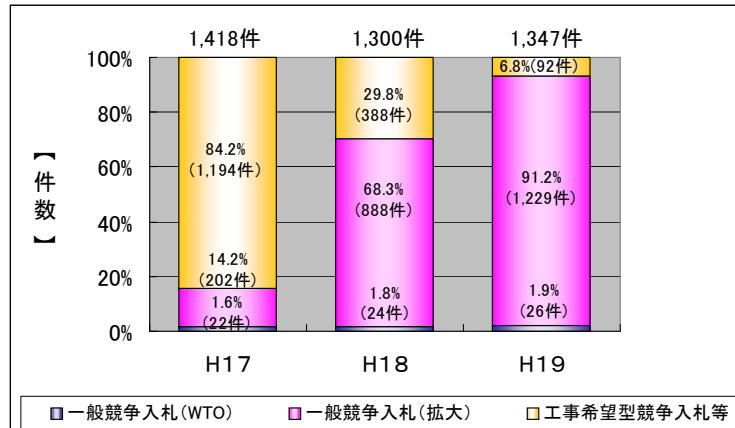
総合的なコストの削減につながる工事	維持管理費・更新費、補償費 など
工事目的物の性能・機能の向上が実現できる工事	初期性能の持続性の向上、耐久性・安定性の向上 など
社会的要請に対応した工事	環境の維持(騒音・振動・水質汚濁など)、交通の確保、安全対策、リサイクル など

中部地方整備局における平成19年度工事発注実績

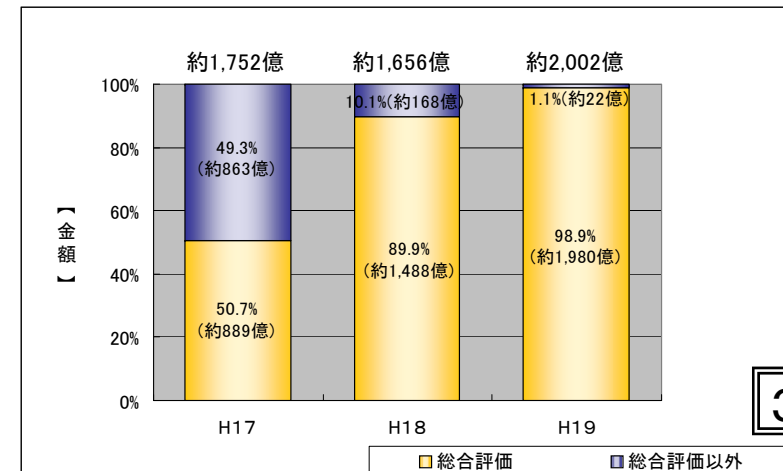
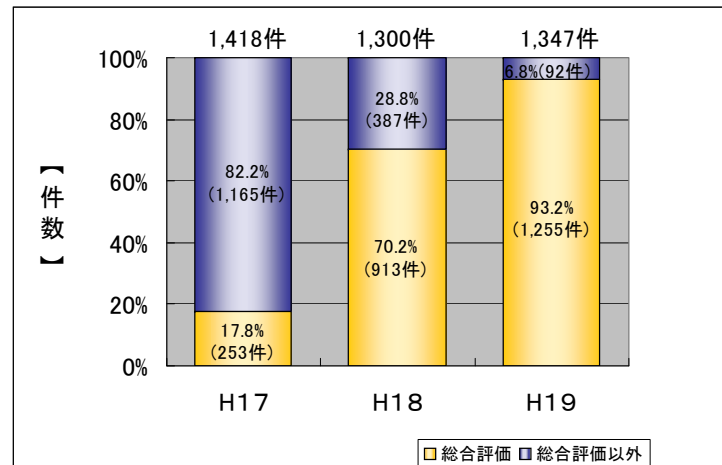
一般競争拡大及び総合評価方式の実施状況(港湾空港除く)

- ◇平成18年10月より原則すべての工事調達で一般競争入札（総合評価方式併用）を実施
- ◇平成19年度は、一般競争入札において件数ベースで91%、金額ベースで99%実施、総合評価方式においても件数ベースで93%、金額ベースで99%実施
- ◇平成20年度は、引き続き原則すべての工事調達において総合評価方式を併用した一般競争入札を実施

◆一般競争入札の推移



◆総合評価方式の推移



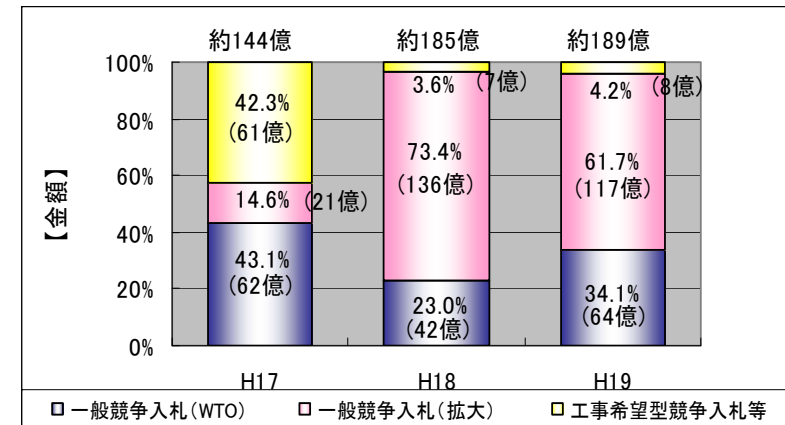
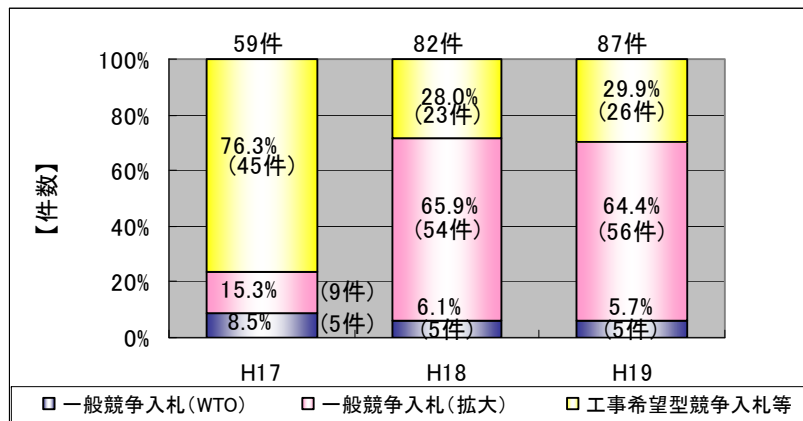
※各年度とも当初契約ベースで作成
(随意契約を含む)

中部地方整備局における平成19年度工事発注実績

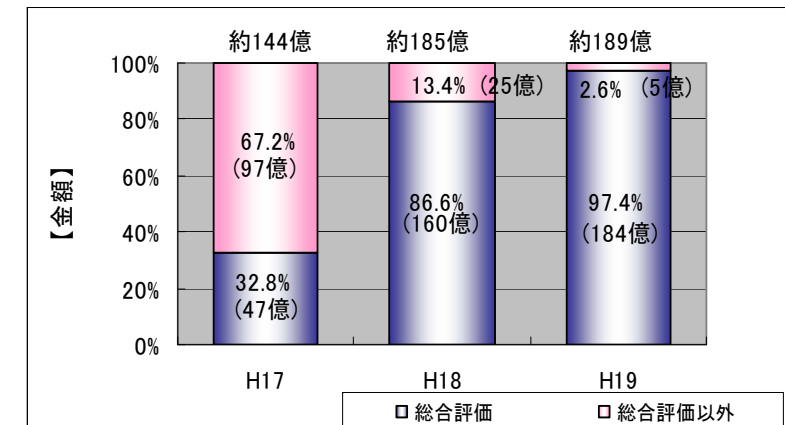
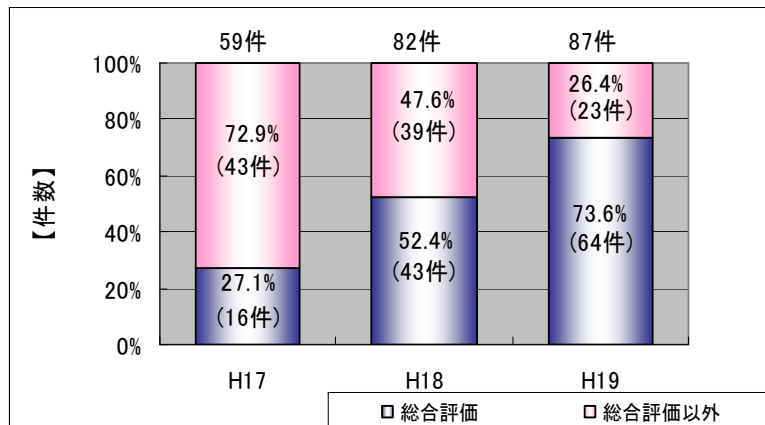
一般競争拡大及び総合評価方式の実施状況(港湾空港部)

- ◇平成19年度では、9,000万円以上の工事調達で一般競争入札（総合評価方式併用）を実施（平成20年4月より原則全ての工事調達で一般競争入札（総合評価方式）を実施）
- ◇平成19年度は、一般競争入札において件数ベースで70%、金額ベースで96%実施、総合評価方式においても件数ベースで74%、金額ベースで97%実施
- ◇平成20年度は、引き続き原則すべての工事調達において総合評価方式を併用した一般競争入札を実施

◆一般競争入札の推移



◆総合評価方式の推移

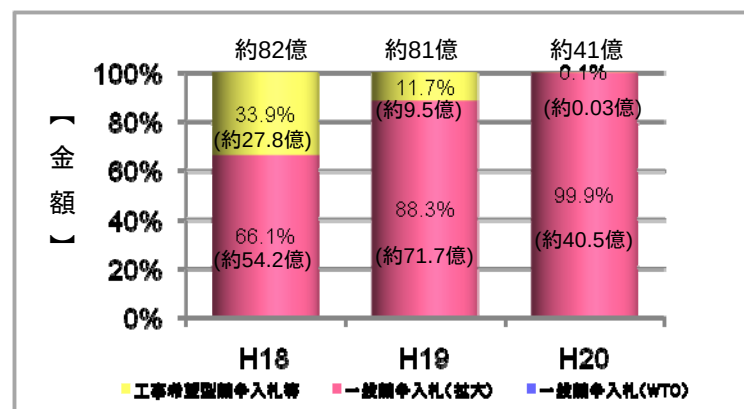
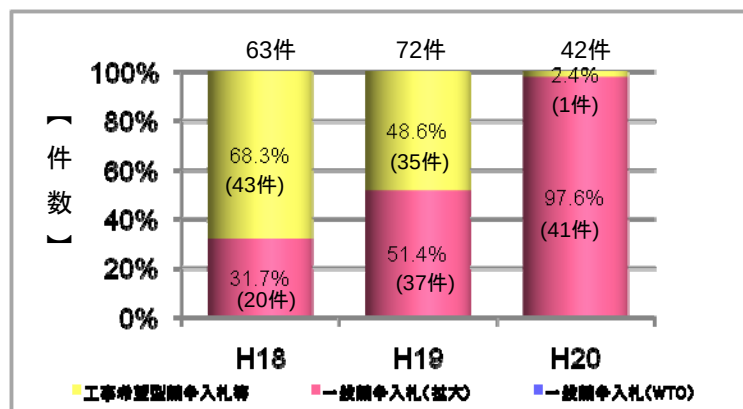


東海農政局における平成20年度工事発注実績

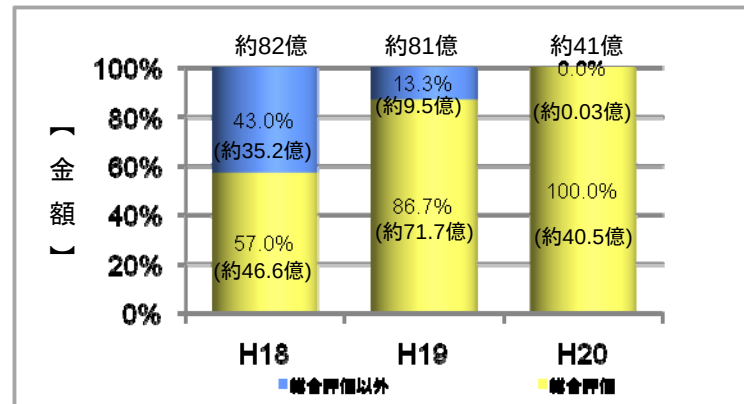
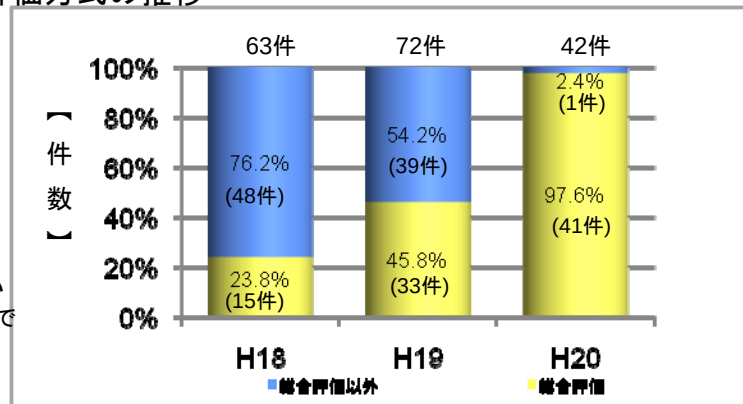
一般競争拡大及び総合評価方式の実施状況

- ◇平成18年10月より工事調達で一般競争入札（総合評価方式併用）を局契約で一部試行実施
- ◇平成19年度は、局契約で原則一般競争入札（総合評価方式併用）を実施し、件数ベースで49%、金額ベースで88%実施、総合評価方式においても件数ベースで46%、金額ベースで87%実施
- ◇平成20年度は、原則すべての工事調達において総合評価方式を併用した一般競争入札を実施

◆一般競争入札の推移



◆総合評価方式の推移

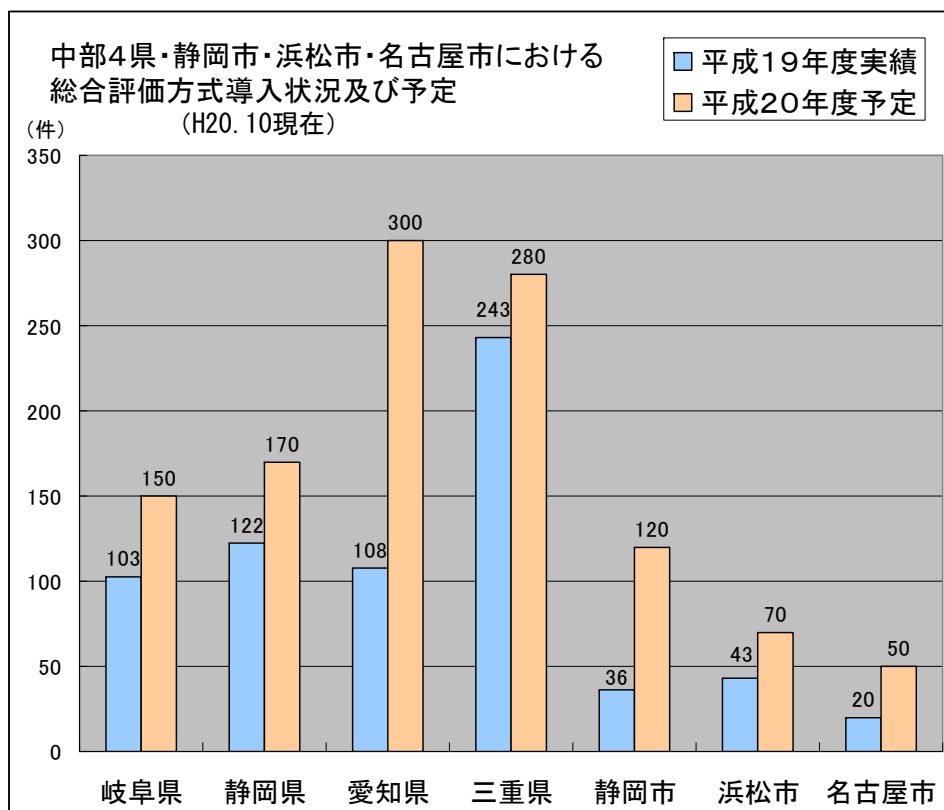


※H20年度については10月末時点で集計

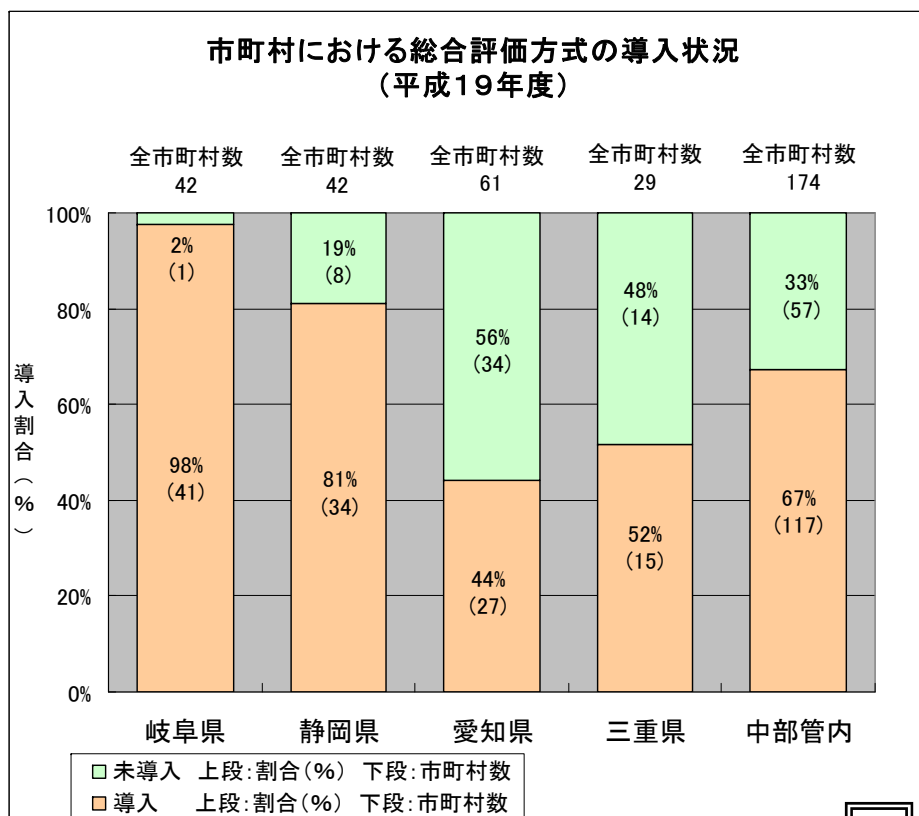
中部管内自治体の総合評価方式の導入状況

中部管内自治体の総合評価方式の導入状況

- ◇中部地方の市町村(4県計:174市町村)における平成19年度の総合評価導入率は67%(117市町村)となっている。
- ◇なかでも岐阜県内では41市町村(全42市町村)が導入(導入率98%)しており、続いて静岡県内で34市町村(全42市町村)が導入(導入率81%)している
- ◇平成20年度における各県及び政令市の総合評価導入予定件数は、平成19年度に比べ増加しており、特に愛知県、静岡県での導入予定件数は約3倍となっている



注) 平成20年度の値は予定であり今後変更の可能性がある



中部地方整備局 公共工事の品質確保の促進に関する発注者支援の取り組みについて

- ・国において、発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するため、研修等を実施
- ・国において、発注関係事務を適切に実施するために必要な情報の収集や提供等を実施

・「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」(平成17年8月26日閣議決定)において、発注関係事務の環境整備に関する事項を明記

※各省各庁は、技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、工事成績評定等の円滑な実施のための資料を作成。これらの資料を踏まえ、各発注者は各々の取り組みに関する基準や要領の整備に努める(整備が困難な場合、国及び都道府県が支援)。

- ・公共工事の品質確保に関して、体制が脆弱な発注者を支援するための諸規定を整備

実施内容

1. 小規模工事監督・検査要領(案)を策定

- 監督・検査を行う者の任命基準の明確化
- 監督における最低限の責務を明記
- 技術基準を策定

2. 小規模(市町村)工事成績評定要領(案)を策定

- 各発注機関が相互利用でき、評定の統一が図れる
- 未実施市町村への成績評定導入支援

3. 監督・検査に関する研修の実施

- 職員の育成を目標に平成17年度より実施
 - 新任工事監督員研修 自治体より74団体237名参加(H19年度)
 - 検査適任者研修 自治体より81団体142名参加(H19年度)
 - 整備局工事検査への市町村職員臨場

中部ブロックにおける市町村支援の取り組みについて

発注関係事務(設計・積算補助、技術審査補助、監督補助、検査補助)を適切に実施するため、発注者支援業務の管理技術者となり得る支援技術者を認定する「発注者支援技術者認定制度」を実施

発注者支援技術者認定制度

○発注者支援技術者の認定者

施工体制の確保に関する推進協議会(中部地方整備局・4県2政令市)

○発注者支援技術者の種別

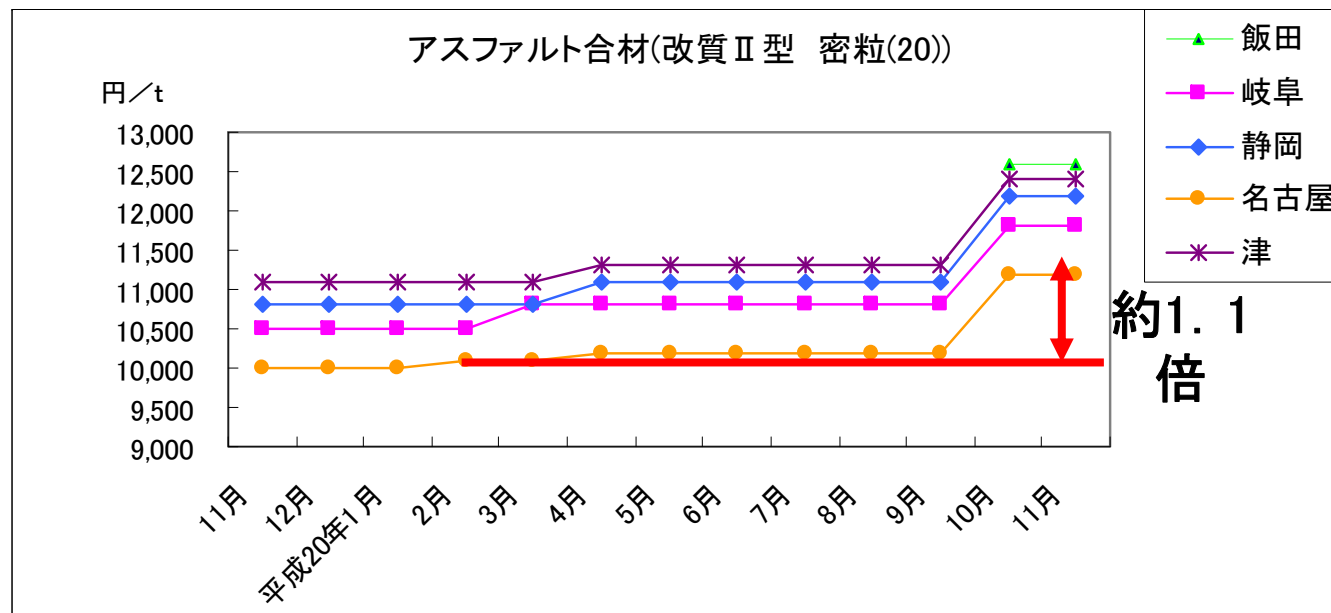
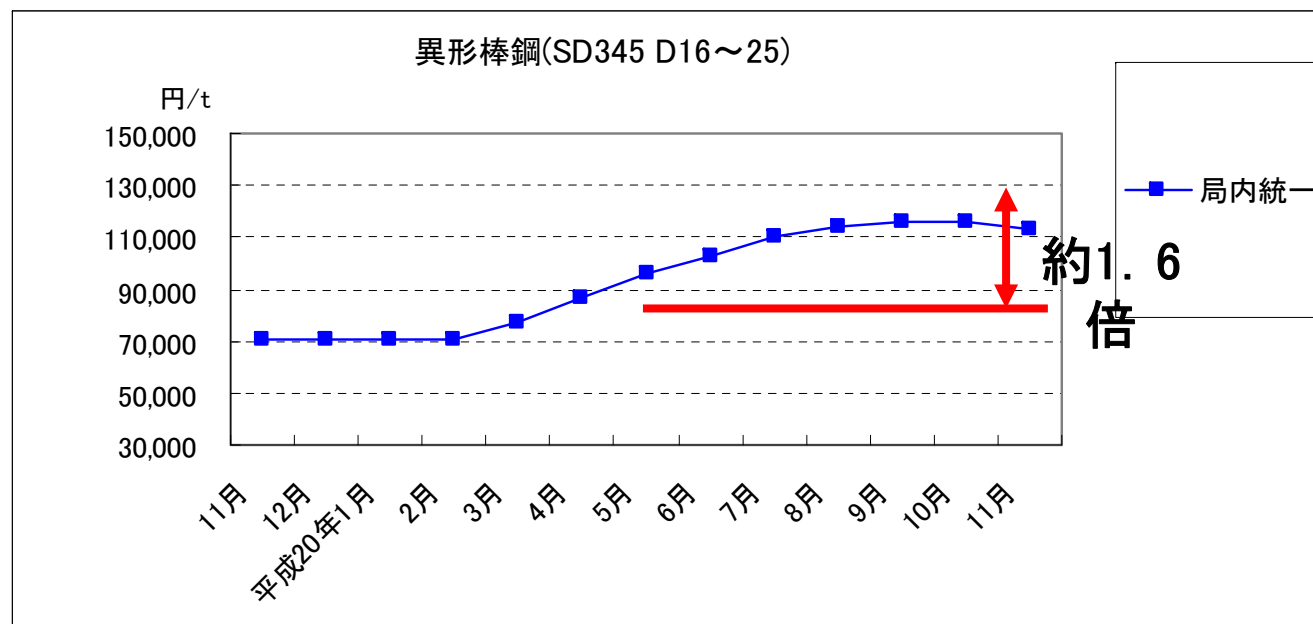
- ・Ⅰ種:全ての発注者支援業務の管理技術者となりえる者
- ・Ⅱ種:設計・積算補助及び監督補助業務の管理技術者となりえる者

○受験資格(Ⅰ種)

- ・技術士(建設部門又は総合技術監理部門)又は一級土木施工管理技士の資格を有し、一定の実務経験年数等を有する者
- ・公共工事の発注者として一定の実務経験年数等を有する者
- ・技術士(建設部門又は総合技術監理部門)又は一級土木施工管理技士の資格を有し、発注関係事務に一定の期間従事した者

○認定者数 Ⅰ種533名、Ⅱ種161名

中部地方における主要資材の価格動向について



建設生産システム改革の目的について

建設生産システム（測量・設計・施工・維持管理・修繕）
において、

ICT（Information & Communication Technology）

を活用した『**モデル事業**』を実践し、

仕事の『効率化・高度化』を図り、現場に力点を移しつつ

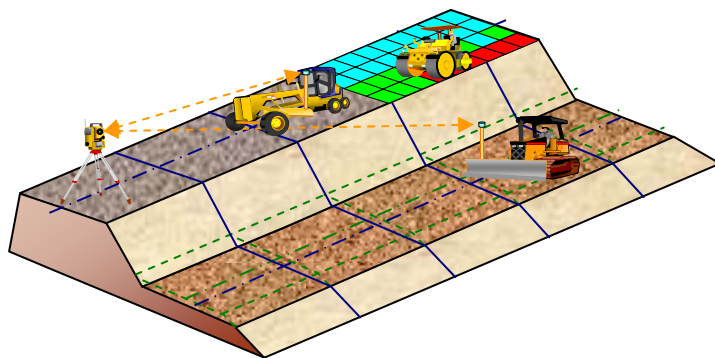
『**行政サービス向上・生産性向上・技術向上**』

を目指すもの

建設生産システム改革について(モデル事業)

建設ICTモデル事業

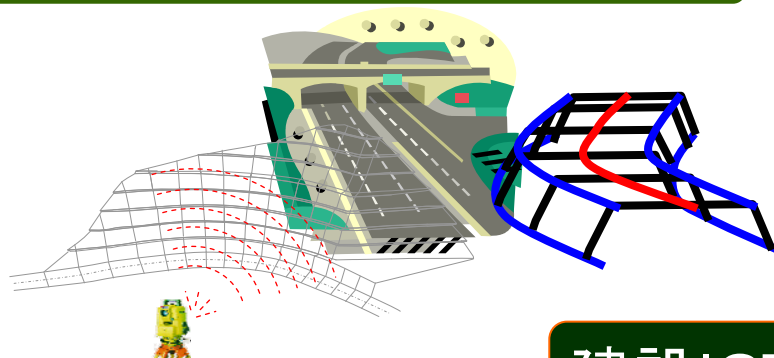
情報化施工モデル事業



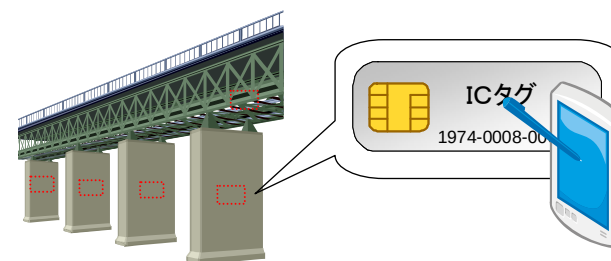
情報共有モデル事業



3次元測量設計モデル事業

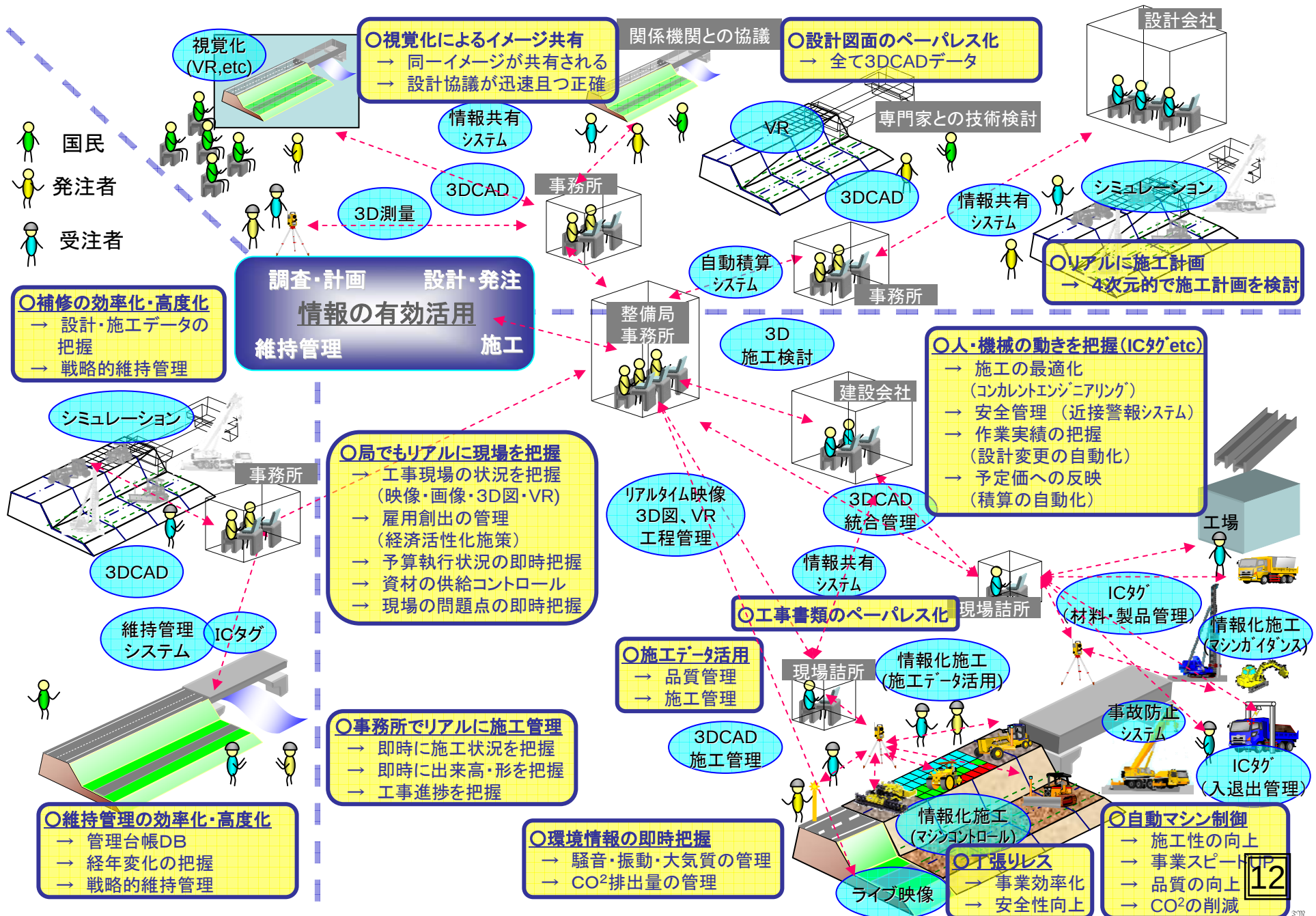


維持管理モデル事業



建設ICT統合モデル事業

建設ICT導入研究会の展望イメージ ～目指す姿(現場を中心に)～



建設ICT導入研究会

プロジェクト会員

・・・ノウハウの結集、課題解決

技術普及チーム

・・・技術者育成プログラム策定、勉強会開催、専用サイト、相談窓口

現場支援チーム

・・・モデル事業の技術的支援、技術指導、現場検証

技術研究チーム

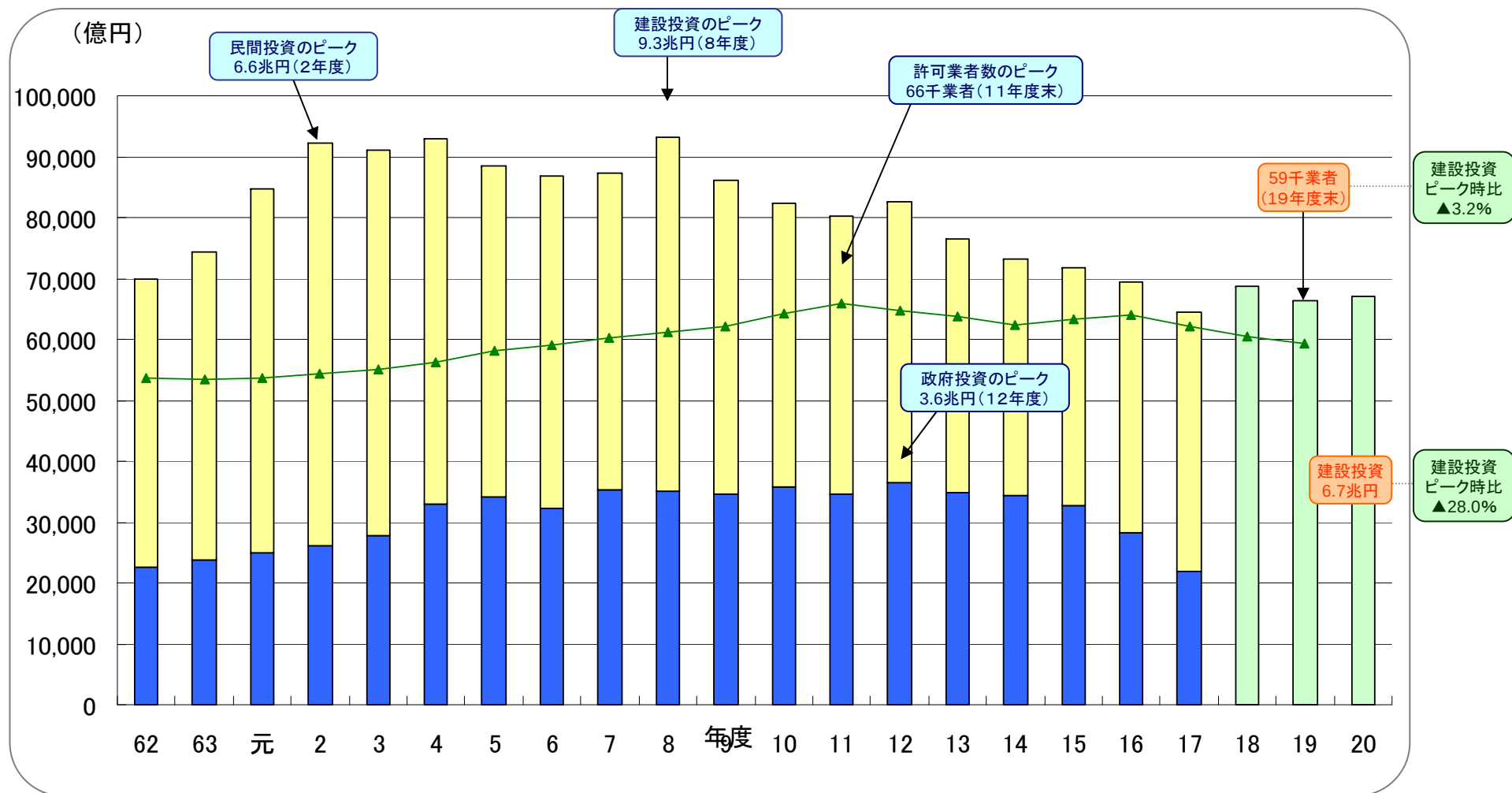
・・・モデル構築、技術基準類の研究、建設生産システムの見直し

サテライト会員(一般会員)

・・・技術の習得、現場への適用、ニーズ把握

中部地方における建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額: 20年度投資額(見通し)はピーク時(8年度)の約70%
- 建設業者数: ほぼ横ばい(8年度末: 約61千業者→19年度末: 約59千業者)



出所: 国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」

注1 投資額については平成17年度まで実績、18年度・19年度は見込み、20年度は見通し

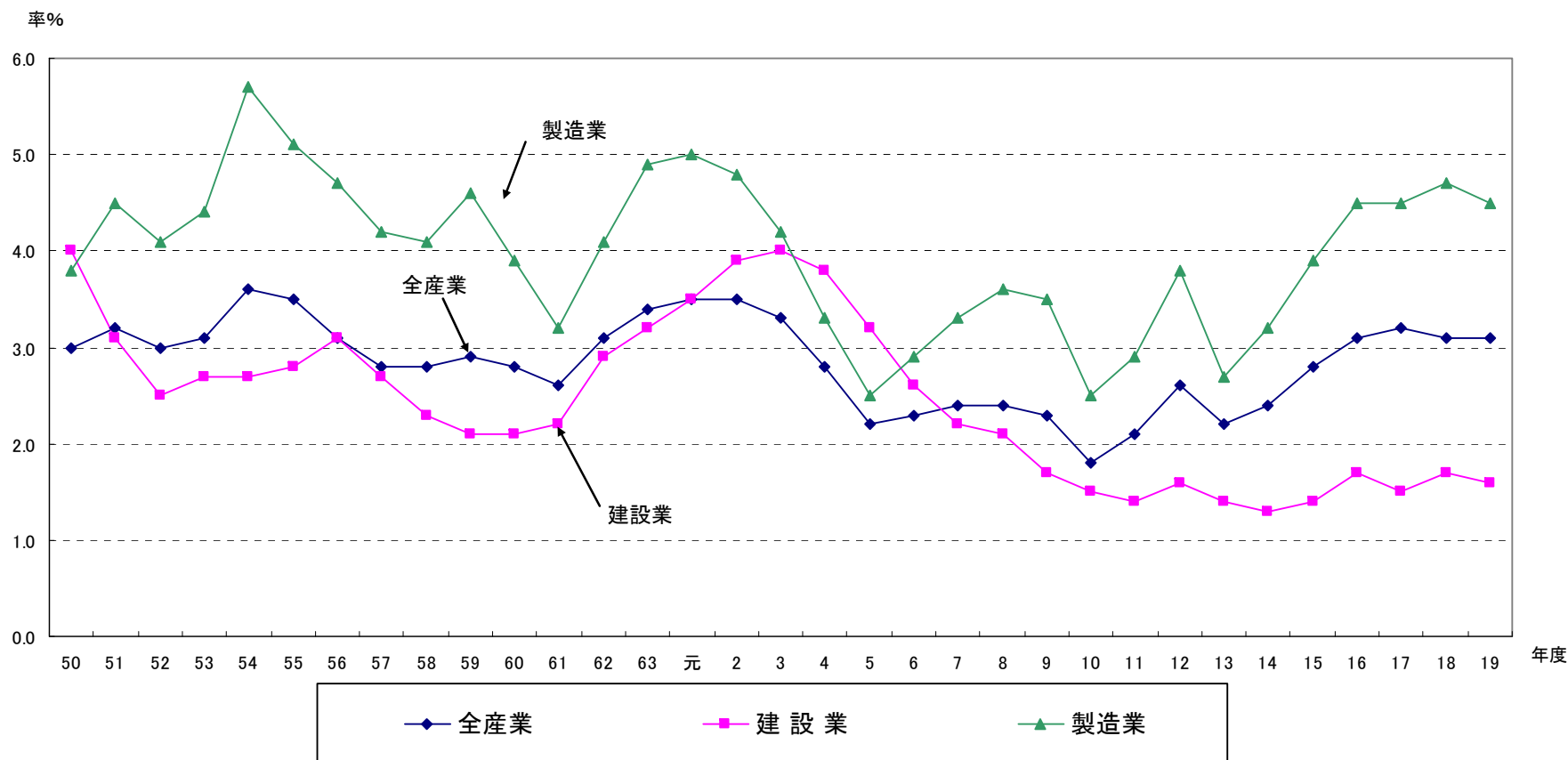
注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

<中部地方>

岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

中部地方における営業利益率の推移

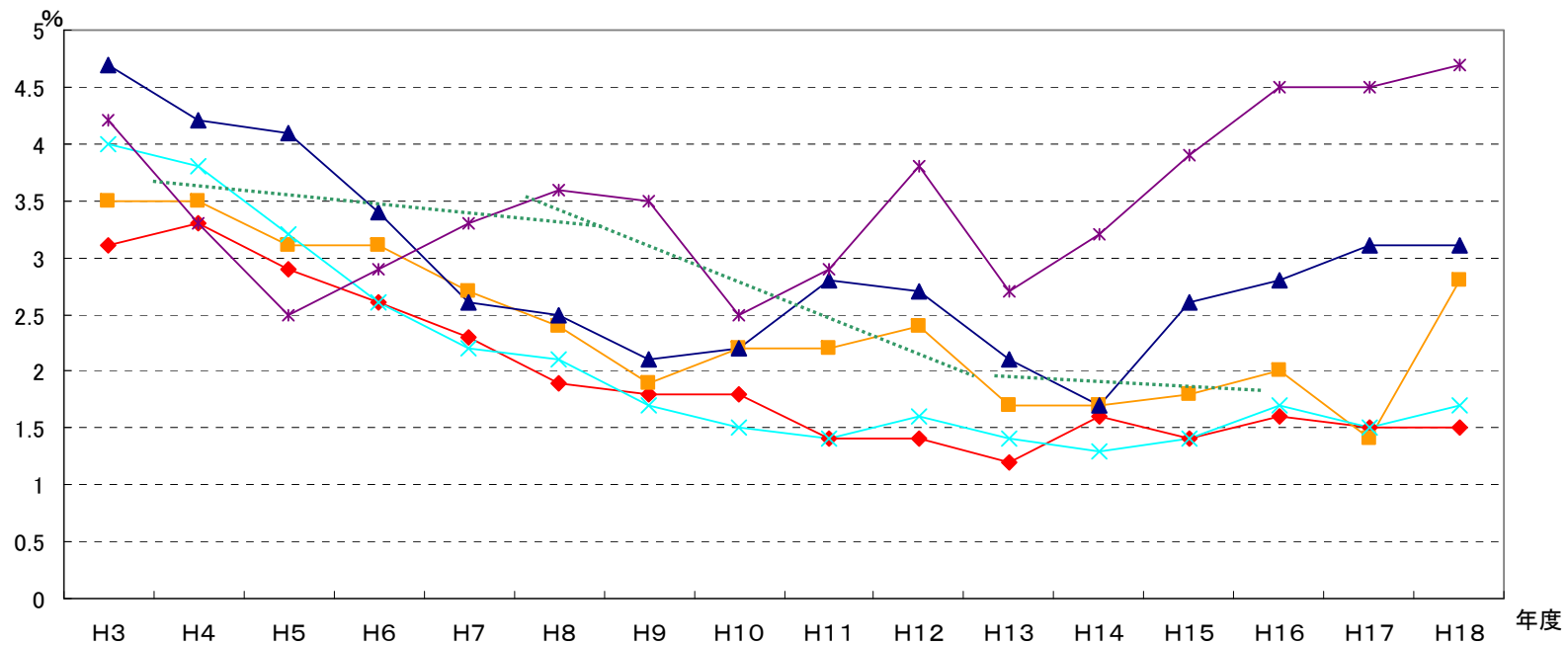
- 建設業の営業利益率はH3年度より低下傾向にあり、平成9年度より2%を切り1.5%程度で横ばいである。



資料：財務省「法人企業統計年報」

中部地方における売上高経常利益率の推移

○ 製造業の利益率は上昇している。建設業については、大手企業は上昇傾向にある。

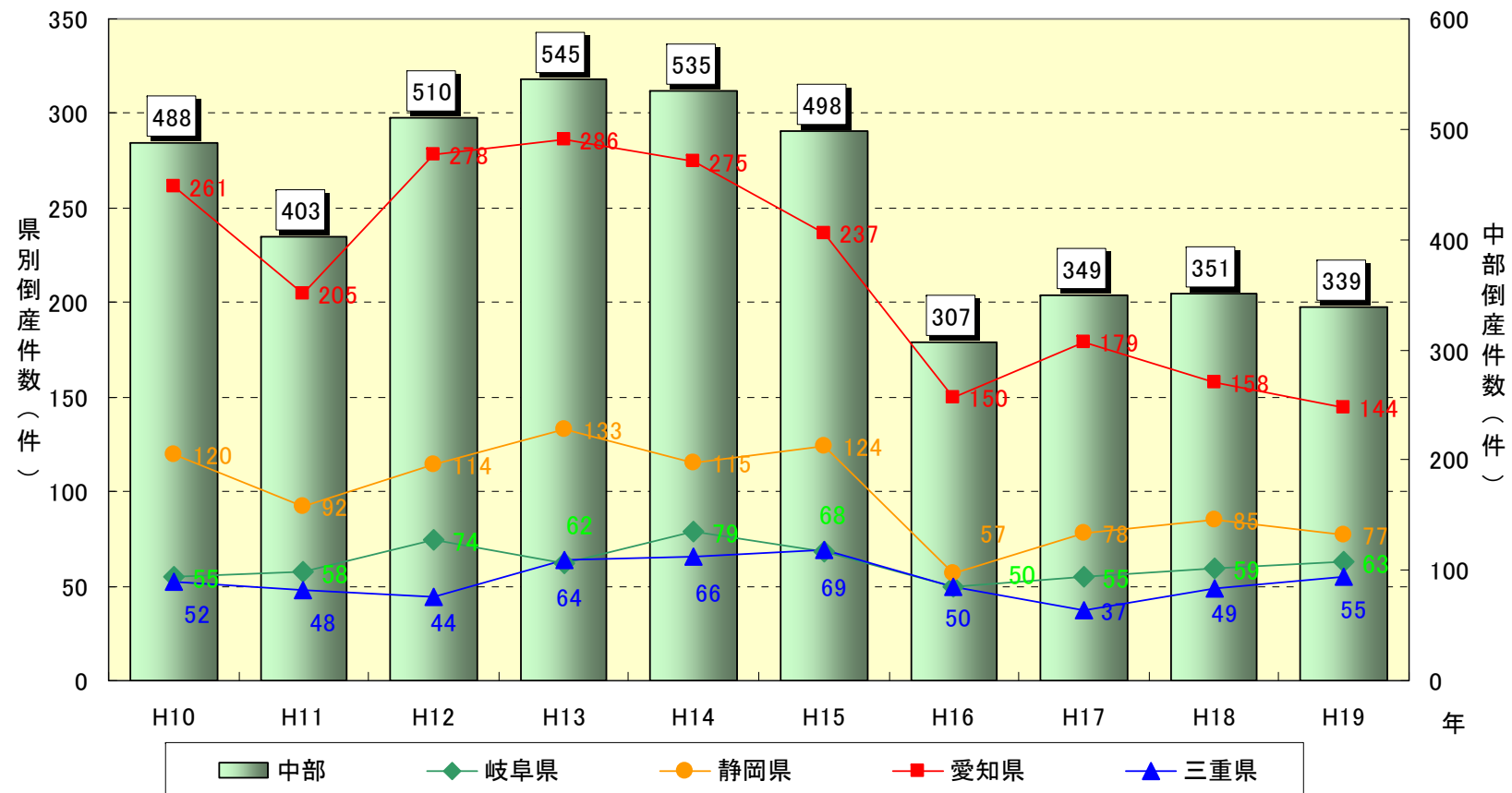


—◆— 建設業・資本金 1千万 - 1億円 —■— 建設業・資本金 1億円 - 10億円 —▲— 建設業・資本金 10億円以上 —×— 建設業 全規模 —*— 製造業

資料：財務省「法人企業統計調査」
注）岐阜県：建設業協会調べ

中部地方における建設業者倒産件数

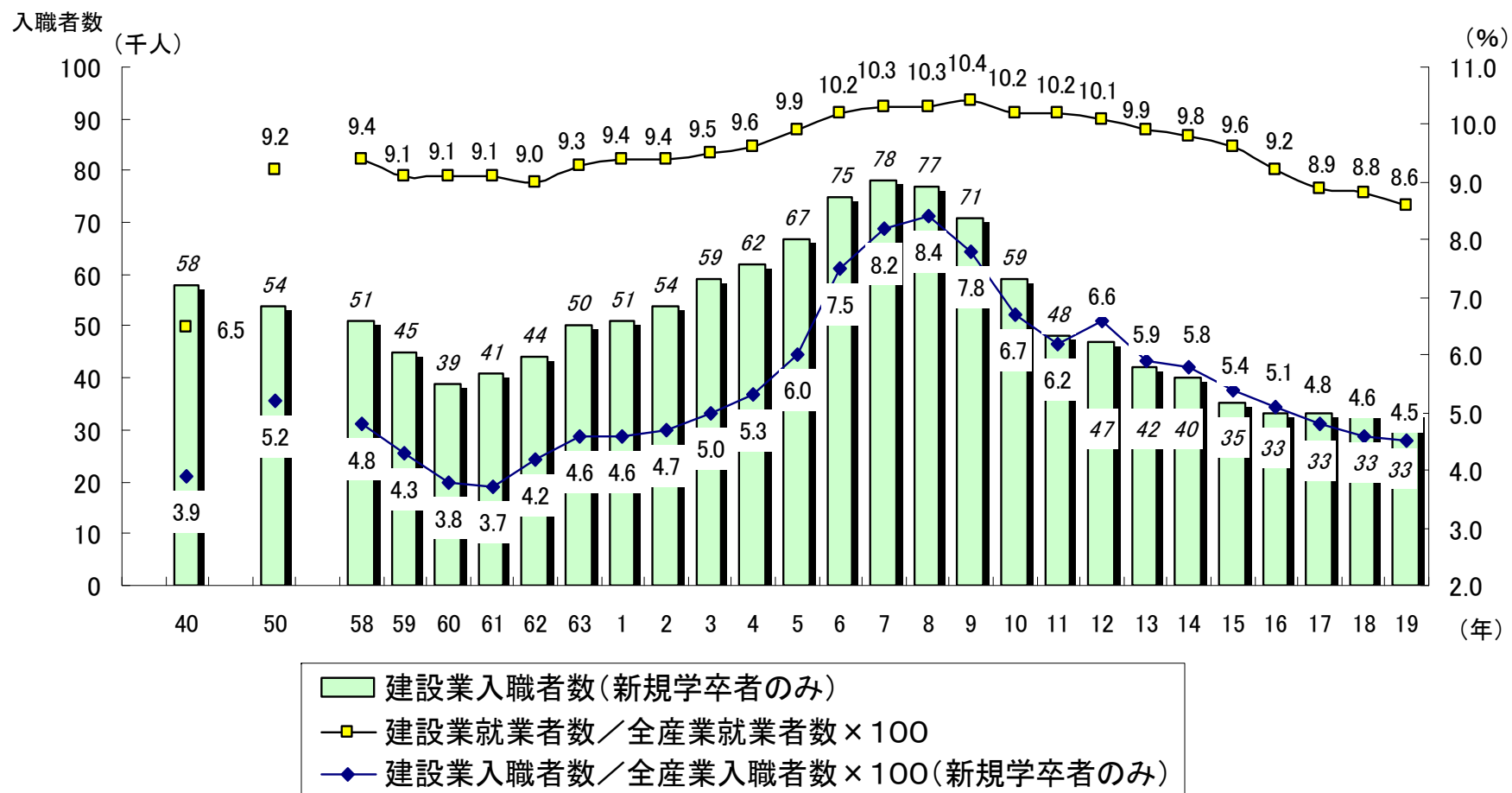
○ 中部の倒産件数は近年横ばいを示している。



資料：(株)東京商工リサーチ名古屋支店(中部4県)； (株)東京商工リサーチ(全国)
注)負債額1000万以上

建設業における新規学卒者の入職状況

○ 平成8年以降、入職者数は低下。それに伴い全産業に占める割合も低下している。



資料：総務省「労働力調査」、文部科学省「学校基本調査」
 注) 新規学卒者数には中学校を含まない。

中部地方整備局 請負工事における工種別の契約不成立発生状況

